

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
長寿記念品贈呈事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の長寿を祝福し、多年の労苦に報いるため、長寿記念品を贈呈することを目的とする。

(対象)

第2条 長寿記念品贈呈の対象者は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が実施する居宅介護支援、(予防)訪問介護、(予防)通所介護及び(予防)認知症型通所介護の利用者であり、かつ、利用契約期間中に満100歳を迎えられた方とする。

(長寿記念品の額)

第3条 長寿記念品の額は、予算の範囲内で決定するものとする。

(贈呈期日)

第4条 長寿記念品は、第2条に定める条件を満たした日から30日以内に贈呈する。ただし、本会会長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(その他)

第5条 その他、この要綱の施行について必要な事項は、別途本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 2月 1日から施行する。